

平成 27 年 度

岩内町都市計画マスタープラン

岩 内 町

目 次

序. 都市計画マスタープラン見直しの基本的な考え方	1
1. 見直しの背景と目的	1
2. 個別の都市計画における見直し対応	3
(1) 用途地域・臨港地区・特定用途制限地域などについて	3
(2) 都市計画道路について	3
(3) 都市計画公園について	3
(4) 準防火地域の現状分析について	3
(5) その他の都市施設について	3
3. 都市計画マスタープランの位置づけ等	4
(1) 計画の位置づけ	4
(2) 計画期間	4
(3) 対象範囲	4
4. 策定体制	5
I. 岩内町の現況	7
1. 位置・地勢・気象等	7
(1) 位置・地勢等	7
(2) 交通	8
(3) 地目別面積	8
(4) 気象	8
2. 人口・世帯数	9
(1) 人口・世帯数	9
(2) 年齢別人口の推移	10
(3) 65歳以上の親族のいる世帯の状況	11
(4) 地区別人口・世帯数の推移	12
(5) DIDの推移	15
3. 産業	16
(1) 就業者別人口	16
(2) 農業	17
(3) 漁業・林業	18
(4) 工業	19
(5) 商業	20

(6) 観光	21
4. 土地利用の状況	22
(1) 国土利用計画	22
(2) 都市計画区域	22
(3) 用途地域	22
(4) 準防火地域	23
(5) 臨港地区	23
(6) 開発行為等の状況	27
(7) 主な未利用地・オープンスペースの状況	29
5. 都市施設の整備状況	31
(1) 道路	31
(2) 公園・緑地	33
(3) 墓園	33
(4) 下水道	33
(5) 市場	36
(6) 火葬場	36
(7) 一般廃棄物処理施設	36
6. 住宅の状況	37
(1) 住宅の所有状況	37
(2) 住宅の居住水準	38
(3) 町営住宅等	39
7. 生活関連施設の整備状況	41
(1) 文化・歴史的施設	41
(2) 教育施設	41
(3) 官公庁施設	41
(4) 福祉・医療・厚生施設等	41
(5) その他の施設	41
8. 上位・関連計画	43
(1) 新たな岩内町総合計画	43
(2) 岩内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	55
(3) 岩内町住生活基本計画	57
(4) 岩内町公営住宅等長寿命化計画	58
(5) 岩内町第6期高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画	60
(6) 岩内町次世代育成支援行動計画	61
(7) 岩内町障害者計画・岩内町障害福祉計画	61

II. 住民意向の把握	63
1. アンケート等調査及び住民懇談会の結果のまとめ	64
2. 町内会・自治会アンケート調査	67
3. 関係者（地権者）アンケート調査	77
4. 関係団体（建築士会）ヒアリング調査	80
5. まちづくり（都市計画）住民懇談会	81
III. 主要課題の整理	83
1. 個別の都市計画課題	83
(1) 用途地域・特定用途制限地域について	83
(2) 都市計画道路について	84
(3) 準防火地域について	85
(4) 公園について	86
(5) 都市施設について	87
2. まちづくりの課題	87
(1) 自然や歴史的遺産の保全と活用	87
(2) 便利で安心して暮らせる生活環境の整備	87
(3) 適正な土地利用と交通対策	88
(4) 中心市街地の活性化	89
IV. 全体構想	93
1. まちづくりの将来像	93
2. まちづくりのテーマ（目標）	93
3. 将来都市構造	96
(1) 自然や歴史とのふれあいゾーンづくり	96
(2) コンパクトな市街地形成と活動軸の整備	98
(3) にぎわいの核と交流拠点づくり	100
4. 土地利用方針	103
(1) 基本的な考え方	103
(2) 土地利用方針	103
5. 交通体系方針	108
(1) 基本的な考え方	108
(2) 交通体系方針	108

6. 公園・緑地方針	111
(1) 基本的な考え方	111
(2) 公園・緑地方針	111
7. その他の都市施設の整備方針	114
(1) 基本的な考え方	114
(2) 主要な施設の整備方針	114
V. 実現化方策の検討	117
1. 実現化への取組み方針	117
2. 住民参加（協働）によるまちづくりの仕組みづくり	118
(1) 情報の整理・公開による共有化	118
(2) 町民が参加しやすい仕組みづくり	118
(3) 適切な合意形成の機会づくり	119
3. 効果的なまちづくりの進め方	120
(1) 先導的なまちづくりプロジェクトの展開	120
(2) 部門別の優先施策の展開	125
(3) 関連施策の展開	125

序. 都市計画マスタープラン見直しの基本的な考え方

1. 見直しの背景と目的

岩内町では、平成 17 年に、都市計画に関する基本的な方針となる「都市計画マスタープラン」を策定し、平成 36 年度までを計画期間として都市分野における総合的な施策展開を行ってきたところである。

策定から 10 年程度経過する中で、上位計画である「岩内町総合計画」の改定が行われたほか、まちを取り巻く周辺環境も当時とは変化している状況にある。

このような中で、都市分野においては、公有水面の埋立事業完了後の対応、小学校閉校後の施設活用や大規模な町営住宅等再編後の環境整備など、新たな対応が求められている状況にある。

このような背景から、計画期間内の中間見直しとして大きな枠組みは現行計画を踏襲しつつも、上位計画との整合や昨今の岩内町を取り巻く環境変化に対し、今後の都市計画において対応すべき方向を示していくため、今般の見直しを行うものである。

具体的な「見直し課題」としては、次の 5 つを設定する。

<都市計画マスタープランの見直し課題>

- ①人口減少に対応した都市空間形成が必要
- ②誰もが安心・安全に暮らせる都市空間形成が必要
- ③市街地の状況変化に対応した都市空間形成が必要
- ④環境負荷の軽減に配慮した都市空間形成が必要
- ⑤限られた財源を効果的に活用した都市空間形成が必要

これらの見直し課題の設定に至る背景や必要性は、以下に示すとおりである。

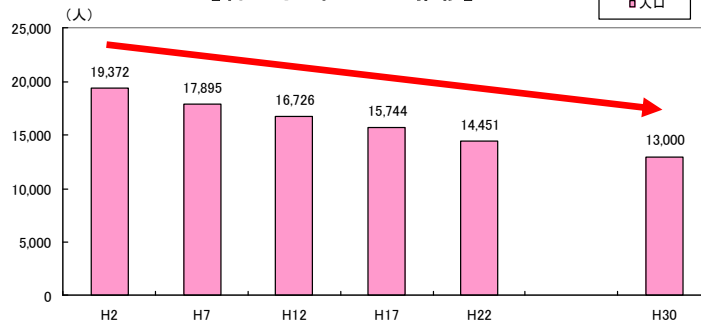
■「見直し課題」設定の背景や必要性について■

①人口減少に対応した都市空間形成

岩内町の人口は近年減少傾向にあり、総合計画における平成 30 年度の計画人口は、13,000 人と想定されている。

これを踏まえ、人口減少を見据えた将来のまちのあり方を検討していくことが必要と考える。

【岩内町の総人口の推移】



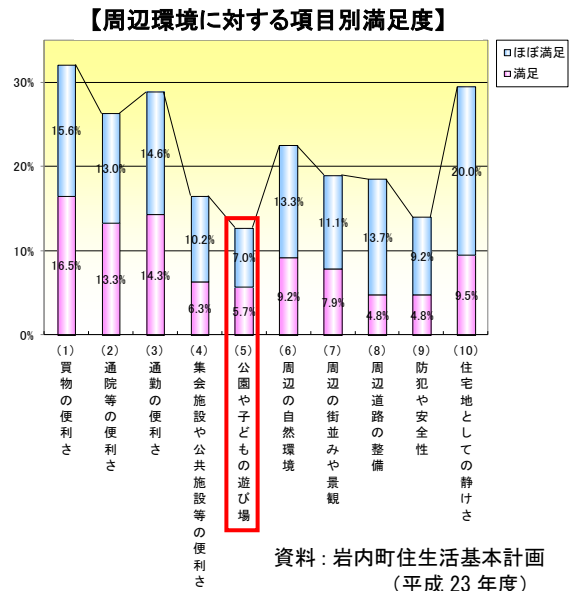
資料：H2～H22 は国勢調査
H30 は「新たな岩内町総合計画」における計画人口の想定値

②誰もが安心・安全に暮らせる都市空間形成

少子高齢化社会が進行する中、基盤整備面においても、高齢者や子育て世帯等への配慮が求められているといえる。

このような中、近年行われた岩内町の住環境に関するアンケート調査によると、周辺環境に対する満足度が低い項目として、「公園や子どもの遊び場」が挙げられている。

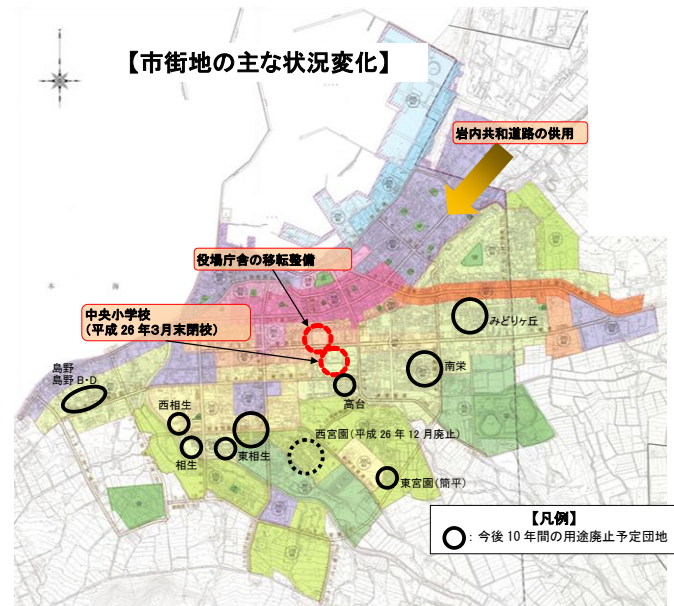
これらを踏まえ、今後とも、安心・安全に暮らせる都市空間のあり方を検討していくことが必要と考える。



③市街地の状況変化に対応した都市空間形成

岩内町においては、昨今、役場庁舎の移転整備、小学校の統廃合、町営住宅等の再編、岩内共和道路等の広域連絡道路の整備など、まちの状況変化がみられる。

将来のまちづくりにおいては、このようなまちの大きな状況変化に的確に対応していくことが必要と考える。



④環境負荷の軽減に配慮した都市空間形成

国においては、「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年12月施行）」の制定により、環境にやさしいまちづくりが進められている。

また、北海道が定める「岩内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針※」においても、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換が位置付けられている。

岩内町都市計画マスタープランにおいてもこれらの趣旨を受け、環境に配慮したまちづくりの視点をもって進めていくことが必要と考える。

※「岩内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」：北海道が都市計画区域ごとに定める都市計画の基本的な方針。市町村の都市計画マスタープランは、これに即して定めることとされている。

⑤限られた財源を効果的に活用した都市空間形成

岩内町においては、「新たな岩内町総合計画」のまちづくりの方向性として、「限られた財源を活かす成果志向の行財政運営」が掲げられている。

岩内町都市計画マスタープランにおいてもこの趣旨に則り、将来の市街地像を見据えた効率的かつ効果的なまちづくりのための指針としていくことが必要と考える。

2. 個別の都市計画における見直し対応

都市計画マスタープランの見直し課題を受け、個別の都市計画においては次のような対応を図る。

(1) 用途地域・臨港地区・特定用途制限地域などについて

今後の動向を見据え、今後のまちづくりに見合ったものとしていくことが必要と考えられる。具体的には以下の検討を行い、「全体構想-土地利用方針」に反映していく。

○用途地域の内部（特別用途地区検討も含む）

⇒昨今の状況変化や今後のまちづくりとの整合を踏まえ、用途地域の変更の必要性を検討する

○用途地域の外部（特定用途制限地域検討も含む）

⇒近隣町村の海外資本による開発や町内における町外資本（大型店・系列店）の出店を踏まえて市街地が拡散しないような規制や自然環境の保全に対する検討を行う（持続可能なコンパクト）

○市街地の周縁部で、農地や未利用地となっているエリア

⇒土地利用の実態や、地権者の今後の利用意向の把握などを行い、今後の方向性を検討する

○公有水面の埋立事業に伴う部分

⇒陸域告示に併せて、適切な対応が求められる

(2) 都市計画道路について

都市計画道路は順次整備が進められているが、一方では、未整備となっている路線もみられる。

都市計画道路のネットワークの再検討を通して今後の整備のあり方を検討し、「全体構想-交通体系方針」に反映していく。

(3) 都市計画公園について

郊外部においては、町営住宅等団地整備と一体的に児童遊園整備が行われてきたが、団地の老朽化に伴い、用途廃止・再編が予定されている。

これを受け、今後の当該エリアの公園整備の必要性や可能性を検討し、「全体構想-公園・緑地整備方針」に反映していく。

(4) 準防火地域の現状分析について

約60年前の大火の経験から、岩内町では他都市に比較して準防火地域が広く指定されている。

防火性能向上等の環境変化も踏まえ、現時点での延焼危険性を確認しておく。

(5) その他の都市施設について

法令上の都市施設とは、道路、駐車場、公園、緑地、広場、墓園、水道、下水道、ごみ焼却場、河川、学校、図書館、その他の教育文化施設、病院、保育所、社会福祉施設、市場、火葬場、団地などあらゆるものを指す。

これら施設の状況変化に、都市計画としても機動的に対応していく必要がある。

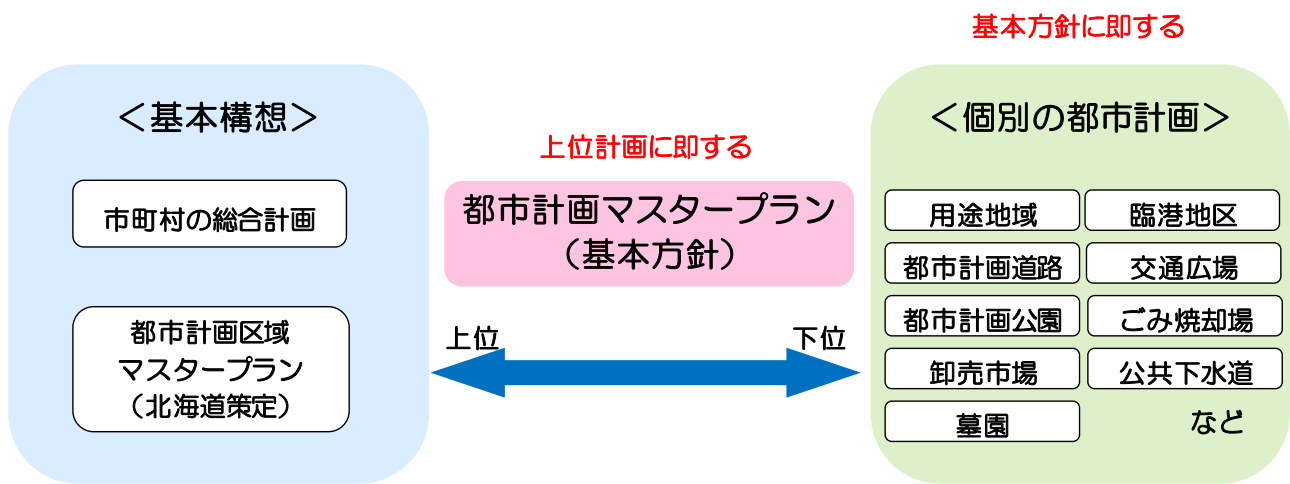
3. 都市計画マスタープランの位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

「岩内町都市計画マスタープラン」は、平成21年10月に策定された「新たな岩内町総合計画」の都市づくりに係る部門別計画として位置づけられる。したがって、岩内町において現在までに策定されている他の部門別計画との整合を図る必要がある。

また、個別の都市計画は、法律上基本方針と整合が求められることから、次の展開に支障をきたさないよう、個別の都市計画を視野に入れた方針としなければならない。

図 計画の位置づけ



(2) 計画期間

現行「岩内町都市計画マスタープラン」の計画期間は、平成17年度（2005年度）～平成36年度（2024年度）となっており、見直しにあたっては計画期間は変更しないものとする。

なお、岩内町を取り巻く社会情勢の変化などに伴い更なる見直しの必要が生じた場合は、柔軟な姿勢で他の計画や圏域の動向との整合に留意しつつ、計画の見直しを行っていくものとする。

(3) 対象範囲

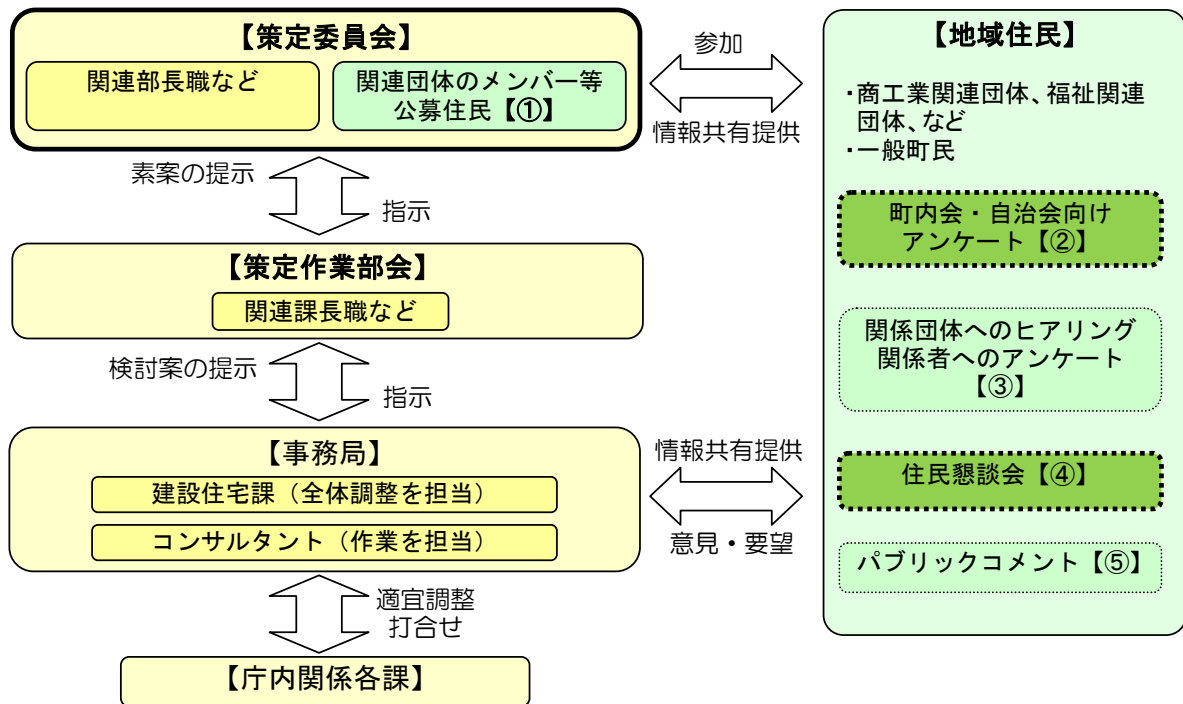
計画の対象範囲は、岩内町の都市計画区域とする。

4. 策定体制

都市計画マスタープランの見直しにあたっては、庁内関連部長職及び町内関連団体・公募住民で構成される「策定委員会」と、庁内関連課長職で構成される「策定作業部会」の検討を踏まえて策定を進める。

さらに、「町内会・自治会向けアンケート」等や「関係団体ヒアリング」、「住民懇談会」、「パブリックコメント」を実施することにより、広く情報収集・共有化を図りながら策定を進めることとする。

図 都市計画マスタープラン見直し策定体制



■見直し作業における「住民参加のプロセス」

- ①一般町民や商工・福祉等団体のメンバーを含めた「策定委員会」における議論
- ②身近な生活環境に対する評価や、今後のまちづくりに関する意見把握のため「町内会・自治会向けアンケート」の実施
- ③準防火地域のあり方を検討するための関係団体（建築士会）へのヒアリング
市街地の周縁部における用途地域のあり方を検討するための関係者（地権者）へのアンケート
- ④まちづくりについての情報共有と意見交換のため「住民懇談会」の実施
- ⑤計画内容を町内外に広く共有化するため、素案段階で「パブリックコメント」の実施

